令和８年４月吉日

お 客 様 各 位

亀 有 信 用 金 庫

当座預金の「払戻請求書」による払戻しの取扱開始および
「当座勘定規定」改定のお知らせ

平素は、亀有信用金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫では「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた取組みの一環として、２０２６年４月１日より当座預金の「払戻請求書」による払戻しの取扱いを開始いたします。なお、小切手による払戻しは引き続き利用可能です。

また、「払戻請求書」による取扱いを開始することに伴い「当座勘定規定」を改定いたします。改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

記

１．「払戻請求書」による払戻しのご利用方法

当金庫所定の「払戻請求書」を使用し、口座番号・口座名義・金額をご記入のうえ、当座預金のお届印を押捺ください。

２．小切手のお取扱いとの違いについて

（１）口座番号等の確認書類として、「払戻請求書」とともに「当座預金入金帳」または「当座預金キャッシュカード」をご提示ください。当座預金入金帳または当座預金キャッシュカードを提示された場合も本人確認を実施する場合がございます。

（２）払戻しは口座名義人に限ります。「払戻請求書」は第三者への譲渡・交付にはご利用になれません。

（３）「払戻請求書」による払戻しは、口座開設店のみでご利用になれます。

３．「当座勘定規定」の改定

改定内容は次頁以降の「当座勘定規定　新旧対照表」をご覧ください。

４．取扱開始および規定改定日

２０２６年４月１日（水）

以上

亀有信用金庫

亀有信用金庫営業統括部承認 No.S38-003

当座勘定規定・新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

新	旧
当 座 勘 定 規 定	**当 座 勘 定 規 定**
第１条（当座勘定への受入れ）	**第１条（当座勘定への受入れ）**
略	略
第７条（手形、小切手、払戻請求書、当座預金キャッシュカードによる支払） 1. 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 2. 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 3. 当座勘定の払戻しの場合には、次のいずれかの方法で行ってください。 ア. 届出の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。 イ. 当座預金**キャッシュ**カードを使用する方法。 ウ. 小切手を使用する方法。 4. 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当座預金**キャッシュ**カードとともに提出してくだい。また、当該当座勘定の払戻しを受けることについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。 5. 当座預金**キャッシュ**カードの取扱方法については、この本規定による他、当座預金**キャッシュ**カード規定、**キャッシュ**カード規定(個人用)または**キャッシュ**カード規定（法人用）により取扱います。	**第７条（手形、小切手の支払）** 1. 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 2. 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 3. 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。

第８条（手形、小切手用紙） 1. 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 2. 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 3. 前２項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。 4. 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、 本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には 直ちに当金庫に連絡してください。 （削除） 5. 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 6. 前項の期間を経過した場合において、 本人から請求があったときは、 当行所定の手続きによって 当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、 その限りではありません。 略 **第11条（手数料等の引落し）** 1. 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 2. 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続をしてください。 **第12条（支払保証）** 小切手の支払保証はしません。（削除）	**第８条（手形、小切手用紙）** 1. 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 2. 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 3. 前２項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。 4. 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、 本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には 直ちに当金庫に連絡してください。 5. 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 6. 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 7. 前項の期間を経過した場合において、 本人から請求があったときは、 当行所定の手続きによって 当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、 その限りではありません。 略 **第11条（手数料等の引落し）** 1. 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 2. 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続をしてください。 **第12条（支払保証）** 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

略	略
第14条（届出事項の変更） 1. 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章、当座預金キャッシュカードを失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。 2. 前項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 3. 第１項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。	**第14条（届出事項の変更）** 1. 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。 2. 前項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 3. 第１項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
略	**略**
第16条（印鑑照合等）署名鑑 1. 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 2. 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 3. この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第１項と同様とします。	**第 16 条(印鑑照合等)** 1. 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑　(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 2. 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 3. この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第１項と同様とします。

略 以　上 ２０２６年4月１日改正	略 以　上 ２０２２年１１月４日改正